参考資料 2

仮訳:2014年9月コード委員会報告書

第4.16章

高度衛生状態にある馬群

第4.16.1条

総則

本章は、その安全な一時的輸入、その後の移動及び通常所在国への返送を円滑化する目的で、サラブレットの競走(競馬)を含む馬術競技で競技するために国際的に移動し、 獣医当局が証明する高度な衛生状態にある馬の*亜集団(馬群)*を確立することを勧告するものである。

<u>陸生コードの目的においては、</u>当該馬群は、第4.4章の規定に従い、高度衛生状態にある馬群とは、特定の疾病群に関して独自の衛生状態にあり、第4.4章の規定に従って、 当該特定*馬群*内の馬と他のすべての馬とを常時機能的に分離し、それを維持する文書化した衛生管理業務及び衛生管理(バイオセキュリティ)措置の適用によって確立される たものをいう。

<u>陸生コードの目的においては、高衛生・高能力(HHP)馬とは、高度衛生状態にある馬群に属し、国際競技および競馬に参加することができるものとして国際馬術連盟もしく</u>は国際競馬統括機関連盟に登録されているものをいう。

繁殖の目的又は競技と関係しない他の目的で国際的に移動する馬は、<u>当該高度衛生状態</u>にある*馬群*に含まれないから除外される。

第 4.16.2条

馬の高度な衛生状態にある馬群への加入基準

1. 高度な衛生状態

当該*馬群*の各馬は、その衛生状態を保護確立及び維持し、当該馬群の他の馬の衛生 状態を保全するための具体的措置を受ける。

それらの措置は、当該馬の住出地域、訪問した地域及び訪問する地域<u>仕出国または地域および一時的輸入国または地域</u>の疾病の状態に合致した特定の*実験室*検査、治療及び予防*接種*から構成される。すべての治療及び*予防接種*並びに検査及び臨床観察の結果は、第5.12章に適合した個別のパスポートに記録される。

2. 個体識別及びトレーサビリティ(訳注:常時追跡可能なこと)

当該*馬群*の馬は、第 4.1 章及び第 4.2 章の規定と整合し、以下に従い、個別に個体 識別される。

a) 各馬は、永久的な固有識別子、できればマイクロチップを身につけている。

- b) 各馬は、当該馬固有の識別子に関する情報が含まれる個別のパスポートを常時 携行する。
- c) 各馬は、それが高度な衛生状態にある*馬群*の一個体であると確認する書類をそのパスポートに添付している。
- d) 馬は、パスポート及び識別子と繋がっている関連情報を納めた国際データベースに登録され、*獣医当局*は、本データベースにアクセスできる。

3. 馬群の管理

a) 馬は獣医学的診察の度に、パスポートを確認され、識別子を検証され、予防接種を含むあらゆる検査及び治療の詳細は、診察する獣医師によって記録及び署名される。

当該パスポートは、証明の目的で、第 5.2.2 条に従い、*公的獣医師*によって検査、検証及び署名される。<u>90 日を超えない国家間移動においては、HIP 馬は陸</u>生コードに合致する国際獣医学的証明を携行する。

- b) 当該*馬群*の各馬の高度な衛生状態は、0IE の関連勧告に従い、*輸入国*及び*輸出国の獣医当局*が承認した国際衛生管理計画(バイオセキュリティプラン)の遵守を常時確保することによって維持される。その遵守は、通常滞在している*飼育施設、*輸送中及び競技場所における、馬への継続的な獣医学的監視を通じて、保証及び検証される。その監視は、認定された*獣医師*によって行われる。遵守不履行は、当該馬の高度な衛生状態にあるという位置付けを一時的に停止させる。
- c) 当該*馬群*への馬の加入又は再加入には、適切な資格認定期間が必要である。当 該資格認定手続は、国際衛生管理計画に記載されるものとする。
- d) 馬が、その通常滞在している国<u>または地域</u>を不在にするたびに、国際衛生管理 計画に指定されたとおりに、その最長期間が定められる。

第4.16.3条

獣医当局に対する勧告

本章の遵守を確保する責任を有する機関は、*獣医当局*によって承認及び監督されるものとする。*獣医当局*は、馬術催事での競技のみを目的とし、当該国に入国する高度な衛生状態にある馬群の馬の一時的輸入、<u>他の同様の催事に向けた転出</u>及びその仕出国への返送のための具体的なプロトコルを作成することも奨励される。

獣医当局は、OIEの衛生管理指針(バイオセキュリティガイドライン)に基づき、国際馬術連盟(FEI)及び国際競馬統括機関連盟(IFHA)が作成した国際衛生管理計画を承認することが奨励される。(検討中)